

(様式 1)

生産緑地地区指定相談票

令和 6 年 7 月 3 日

羽 曳 野 市 長 様

申出者 住所 羽曳野市誉田 4-1-1
(所有者) ふりがな はびきの たろう
氏名 羽曳野 太郎
電話 (自宅) 0 7 2 (●●●●) ●●●●
(携帯) 0 9 0 (◆◆◆◆) ◆◆◆◆

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項に基づく生産緑地地区の都市計画決定について、下記の申出地において指定の要件を確認した上で、指定の希望を検討しておりますので、要件に該当するか確認願います。

記

1. 申出地の詳細（筆ごと） 裏面のとおリ

2. 申出地の位置及び区域 別紙位置図のとおリ

3. 添付書類 下記のとおリ

(1) 当該地の現況写真（概ね 1 年以内に撮影し、当該地の全景を概ね確認できるもの。）

（当該地に外部からは様子がわからない施設等がある場合、その内部写真も添付。）

(2) 当該地の位置図（付近見取図。現況写真の位置図を兼ねる。）

（区域を筆毎に赤線囲み。写真は 1 から付番して、撮影位置と撮影方向を記入。）

(3) 当該地の地積測量図（ない場合、区域界説明図を添付すること。）

4. 相談時の持参書類

(1) 申請者の本人確認書類（個人番号カード、免許証 など、住所も確認できるもの。）

(2) （代理人が提出する場合。）委任状及び代理人の本人確認書類

（裏面あり）

※筆の一部指定や、実測面積での指定をご希望の場合、申請時に地積測量図等の実測値の

。(相談時はなくても可)

- ① 対抗要件を備えた地上権又は賃借権を有する者
- ② 永小作権及び登記した先取特権、質権、抵当権を有する者
- ③ ①及び②の権利に関する仮登記又は差押えの登記の登記名義人
- ④ 該当する農地又は採草放牧地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人
- ⑤ 農業委員会の小作台帳に記載された小作人

営農に必要な施設等
が立地する場合、例
を参考にご記入くだ
さい。

施設例：①農業用道路、②農業用水路、③納屋・倉庫、④農業用資材置場、⑤生産施設、⑥集荷施設、⑦生産資材の貯蔵・保管施設、⑧農産物の処理・貯蔵施設、⑨休憩施設、⑩製造加工施設、⑪物品販売施設、⑫料理提供施設、⑬太陽光発電設備（売電が主目的でないもの）

※生産緑地法第8条で許容されない施設（屋外広告物、売電が主目的の太陽光発電設備 等）の設置のある農地は指定できません。